

「長野県再犯防止推進計画」
の策定について（答申）

令和元年 8 月
長野県社会福祉審議会

目 次

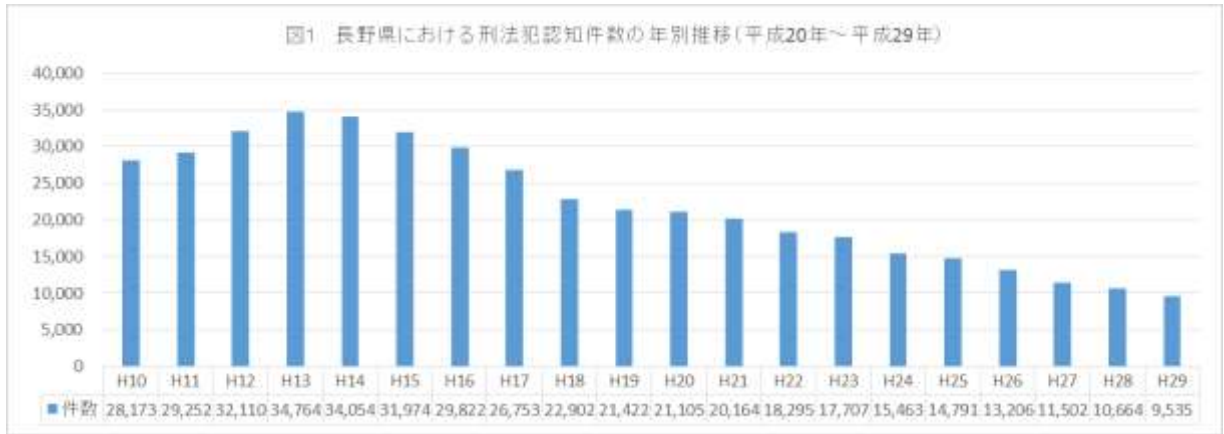
第1章	計画の基本的な考え方	
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置付け	2
第3節	計画の期間	2
第4節	計画の重点的に実施すべき取組	3
第5節	計画の成果指標	4
第6節	基本目標	5
第2章	長野県における現状	
第1節	長野県の現状	6
第2節	刑事施設等の入所の状況	8
第3章	今後取り組んでいく施策	
第1節	就労・住居の確保等のための取組	
1	就労の確保等の取組	11
2	住居の確保等の取組	13
第2節	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	
1	高齢者又は障がいのある者等への支援等	18
2	薬物依存を有する者への支援等	22
第3節	学校等と連携した修学支援の実施等のための取組	
1	学校等と連携した修学支援の実施等	26
第4節	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組	
1	特性に応じた効果的な指導の実施等	29
第5節	民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組	
1	民間協力者の活動の促進等	31
2	広報・啓発活動の推進等	37
第6節	国・市町村・民間団体等との連携強化のための取組	
1	国・市町村・民間団体等との連携強化	39
第4章	推進体制	
第1節	計画の推進体制	43
第5章	参考資料	
第1節	再犯の防止等に推進に関する法律	44
	用語解説	49

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

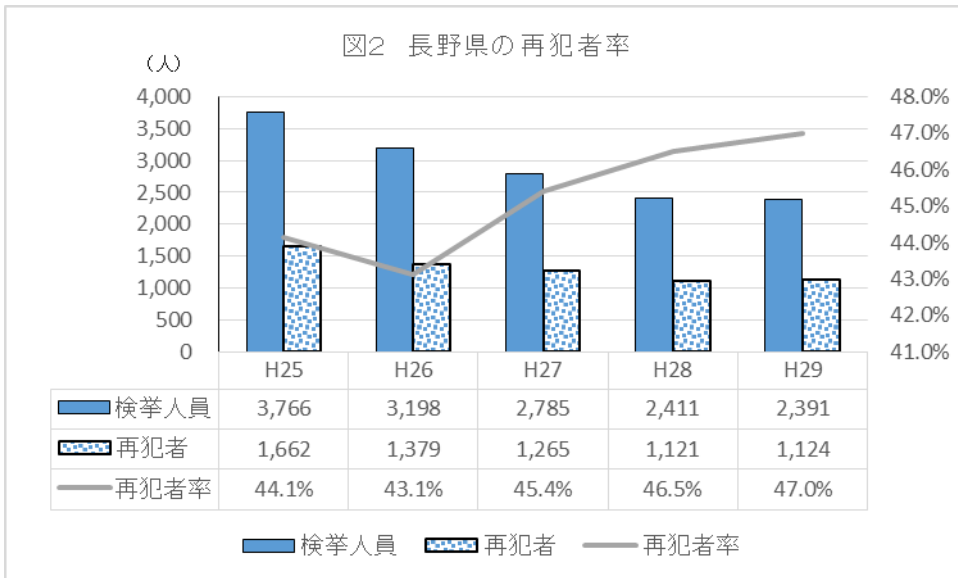
法務省が作成する犯罪白書によると、全国の刑法犯の認知件数は平成14年にピークを迎えましたが、平成15年に犯罪対策閣僚会議が設置されて以降減少し、平成28、29年は戦後最小を更新しています。

本県においても、認知件数は平成13年に34,764件とピークを迎えましたが、長野県警察本部において「総合的犯罪抑止対策」等の諸対策を推進した結果、以降は減少傾向にあり、平成29年は9,535件と戦後初めて1万件を下回っています。



(出典：「平成29年長野県犯罪の特征的傾向」及び「犯罪統計書 長野県の犯罪」平成28年(長野県警察本部))

一方、全国の刑法犯により検挙された再犯者については、平成18年をピークにその後は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少しているため、検挙人員に占める人員の比率(以下「再犯者率」という。)は一貫して上昇し続けており、平成29年は48.7%となっています。本県においても上昇傾向にあり、平成29年の再犯者率は47.0%となっています。



(出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

さらに、平成30年版犯罪白書によると、昭和23年から平成18年までの間に刑が確定した者のうち、100万人を無作為に抽出し分析したところ、初犯者が71.7%であるのに対し、再犯

第1章 計画の基本的な考え方

者は28.9%となっています。また、それぞれが起こした事件は、初犯者の起こした事件が42.3%であるのに対し、再犯者は57.5%を占めています。つまり、約3割の再犯者により、約6割の犯罪が発生しており、再犯防止が重要な課題となっています。

国の再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）（以下「国の計画」という。）では、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者（以下「犯罪をした者等」という。）が、貧困や疾病、障がい、厳しい生育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱えていることを指摘しています。

これまでの国の刑事司法関係機関による取組のみならず、国・地方公共団体・民間団体等が一丸となり、切れ目なく、息の長い支援を実施することが必要です。

長野県再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）（以下「推進法」という。）及び国の計画に基づく県の役割を踏まえて、犯罪をした者等が、地域社会の中で孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰できる、「誰にでも居場所と出番のある長野県」を目指すとともに、県民が犯罪による被害にあうことも、再び犯罪をすることもなく、安全で安心して暮らせる社会の実現のため、策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、推進法第8条第1項の規定に基づき、長野県における再犯の防止等の施策の推進に関する計画として位置付けています。

また、本県の総合計画「しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）」における「社会的援護の促進」及び本県の「地域福祉支援計画」の「第5章第1節第6項再犯防止」を具体化するための計画としての性格を有しています。

第3節 計画の期間

この計画の期間は、2019年度を初年度とし、2022年度までの4年間とします。

第4節 計画の重点的に実施すべき取組

推進法の第3条に掲げられた「基本理念」及び国の計画に設定された「基本方針」を踏まえ、本県における個々の施策の策定・実施や、関係機関・団体等との連携を推進していくため、次に掲げる6つの取組を重点的に実施します。

- ①就労・住居の確保等のための取組
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- ③学校等と連携した修学支援の実施等のための取組
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
- ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組
- ⑥国・市町村・民間団体等との連携強化のための取組

(参考)

再犯の防止等の推進に関する法律に掲げられた「基本理念」

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

国の再犯防止推進計画に設定されている「基本方針」

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第5節 計画の成果指標

以下の指標について、目標の達成を目指します。

指標	現状		目標	出典
長野県内の再犯者数	1,124人	2017年	750人	国の計画に掲げられた施策の指標一覧（法務省）
長野県居住者の新受刑者中の再入者数	76人	2017年	60人	

第6節 基本目標

**安全で安心して暮らせる
「誰一人取り残さない」地域共生・信州**

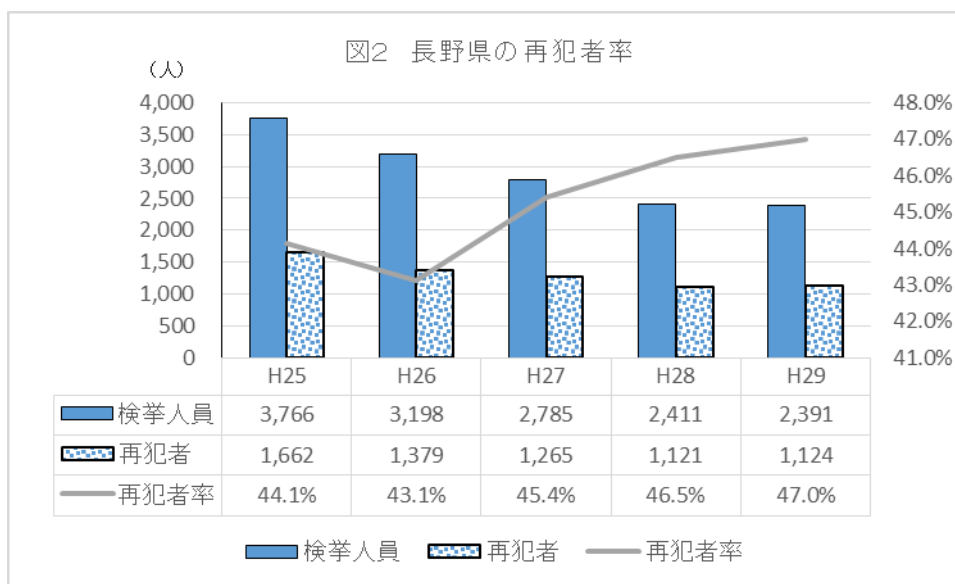
犯罪をした者等が、孤立することなく社会の一員として受け入れられる地域づくりとともに、県民が犯罪による被害にあうことも、再び犯罪をすることもなく、安全で安心して暮らせる社会を実現します。

第1節 長野県の現状

○刑法犯の検挙人員及び再犯者率

長野県の刑法犯により検挙された者は減少傾向にあり、平成29年には2,391人となっています。一方、刑法犯により検挙された再犯者については近年、横ばい傾向にあり、平成29年には1,124人となっています。

しかし、初犯者の人員が減少しているため、再犯者率は上昇しており、平成29年は47.0%となっています。



(出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」(法務省))

○刑法犯検挙人員の性別 (出典：「犯罪統計書 長野県の犯罪」平成28年(長野県警察本部))

平成28年の刑法犯検挙人員のうち、男性は1,854人で、全体の76.9%を占めています。

○刑法犯検挙人員の年齢 (出典：「犯罪統計書 長野県の犯罪」平成28年(長野県警察本部))

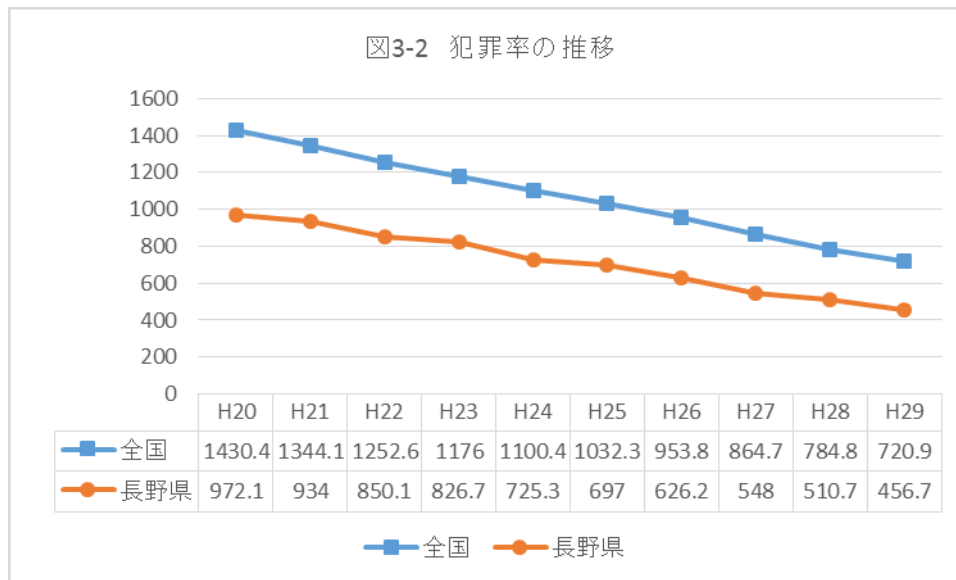
平成28年の刑法犯検挙人員の年齢は、40代が378人と一番多く、全体の15.7%を占めています。



第2章 長野県における現状

○犯罪率の推移（出典：「平成29年長野県犯罪の特征的傾向」（長野県警察本部））

全国の犯罪率をみると減少傾向にあり、平成29年には平成20年の約半数程度に減少しています。長野県においても減少傾向にあり、平成29年には平成20年の約半数以下となっています。



○警察署別刑法犯認知件数（長野県警察本部調べ）

長野県の平成29年の刑法犯の認知件数は9,535件となっています。県内の警察署別認知件数は下記のとおりです。

警察署	松本	長野中央	上田	飯田	佐久
件数	1,680	1,488	843	551	651
警察署	伊那	長野南	安曇野	諏訪	塩尻
件数	387	515	426	318	365
警察署	茅野	千曲	中野	大町	須坂
件数	315	227	268	284	312
警察署	岡谷	小諸	駒ヶ根	軽井沢	飯山
件数	261	183	209	95	77
警察署	木曾	阿南	合計		
件数	63	17	9,535		

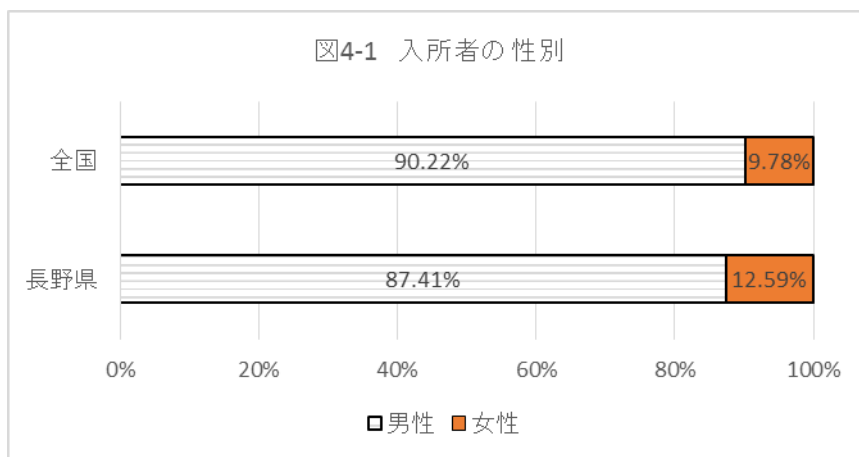
第2節 刑事施設等の入所の状況

(出典：法務省 東京矯正管区資料)

全国の平成29年の刑事施設入所者（以下「全国の入所者」という。）は、19,336人となっており、そのうち、犯罪時の居住地が長野県であり平成29年に刑事施設に入所した者（以下「長野県の入所者」という。）は143人となっています。刑事施設入所者の状況は下記のとおりです。

○性別

全国の入所者のうち、17,444人は男性で、全体の90.22%を占めています。長野県の入所者は、男性が125人で、全体の87.41%を占めています。

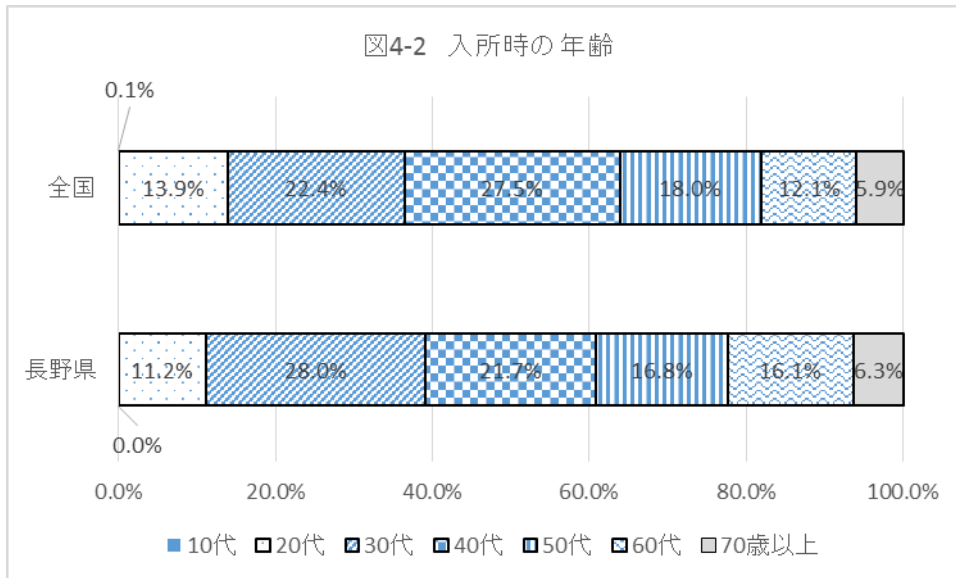


	全国	長野県
男性	17,444	125
女性	1,892	18
総計	19,336	143

○年齢

入所時の年齢は、全国では40代が5,320人と最も多く、全体の27.5%を占めています。長野県の入所者では、30代が40人と最も多く、全体の28%を占めています。

第2章 長野県における現状

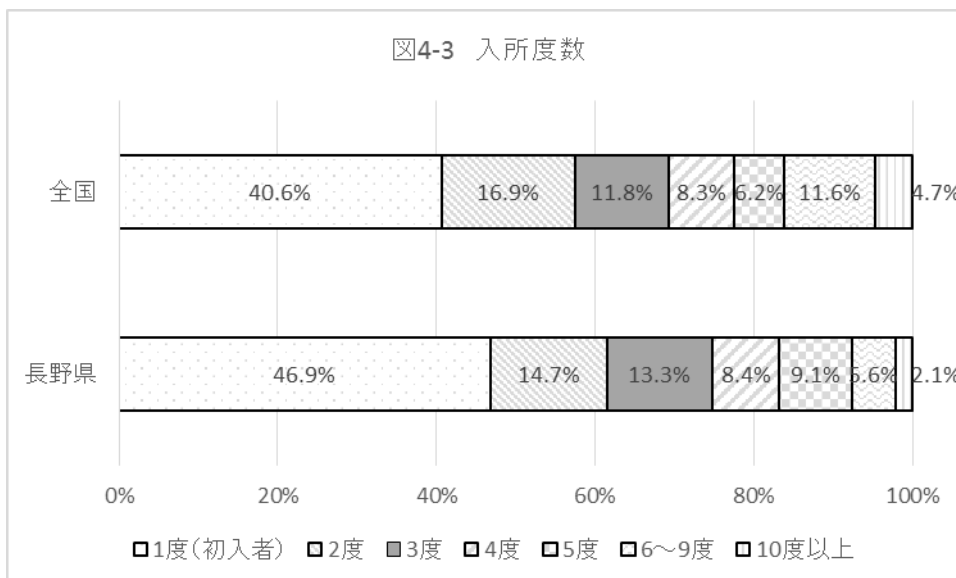


	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	総計
全国	19	2,689	4,336	5,320	3,483	2,347	1,142	19,336
長野県	0	16	40	31	24	23	9	143

○入所度数（入所回数）

再入者は、全国の対象者では 11,476 人となっており、新受刑者の 59.4%を占めています。長野県の対象者では 76 人となっており、新受刑者の 53.1%が再入者となっています。

また、刑期終了後、5年以内に再犯した者は、全国では 9,726 人となっており、再入者のうち 84.8%を占めています。長野県では 66 人となっており、再入者のうち 86.8%を占めています。



第2章 長野県における現状

	初入者	2度	3度	4度	5度	6～9度	10度以上	総計
全国	7,860	3,261	2,278	1,599	1,198	2,236	904	19,336
長野県	67	21	19	12	13	8	3	143

○出所受刑者の2年以内再入者数

（出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」（法務省））

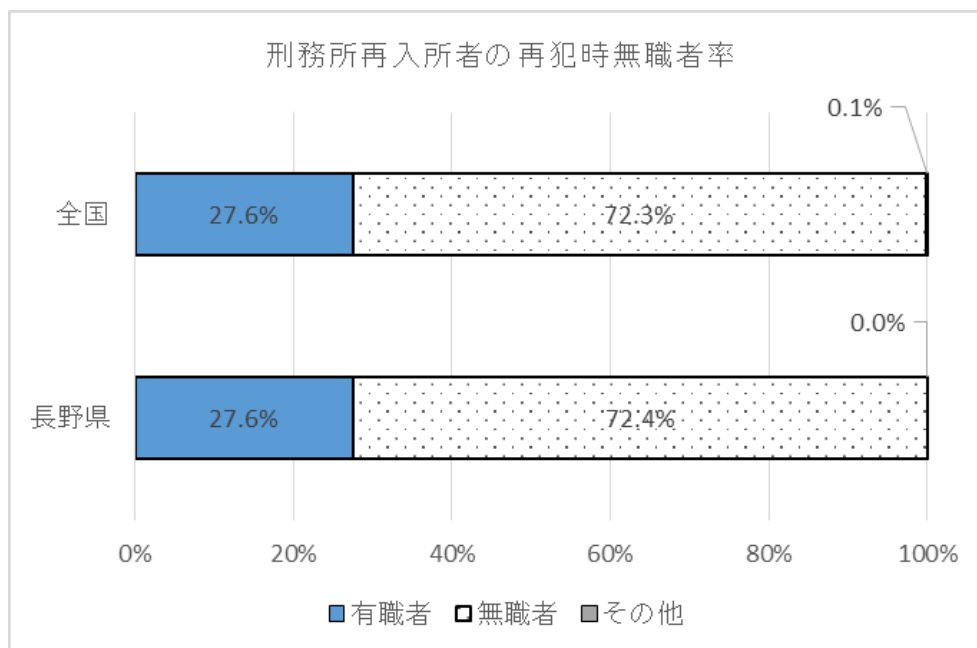
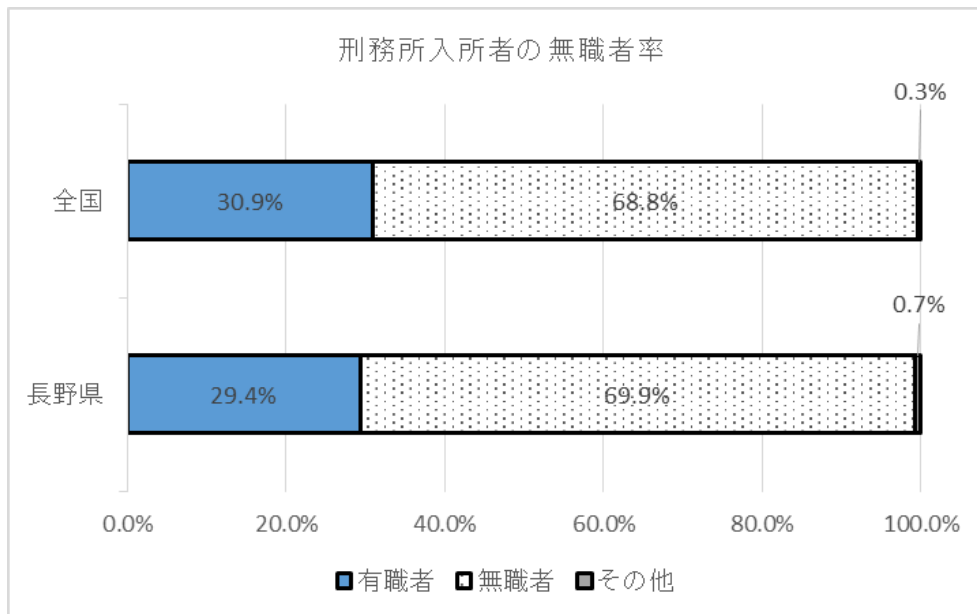
平成28年に刑事施設を出所したものの、2年以内に再入所した者のうち、再犯時の居住地が長野県であった者は、25人となっています。

第1節 就労・住居の確保等のための取組

1 就労の確保等の取組

現状と課題

○全国の入所者のうち無職であった者は68.8%となっており、再入者のうち無職であったものは、72.3%となっています。長野県の入所者のうち無職であった者は69.9%、再入者のうち無職であった再入者は、72.4%となっています。（出典：法務省 東京矯正管区資料）



○犯罪白書によると、仕事のない人の再犯率は、仕事のある人の約3倍となっており、再犯防止推進のためには、就労の確保が重要です。

第3章 今後取り組んでいく施策

国・民間団体の取組

- 長野県の協力雇用主は、平成30年4月時点では、835社となっています。しかし、実際に雇用している協力雇用主数は7社、雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数は8人とどまっています。(保護観察所調べ)

- 協力雇用主等による犯罪をした者等の就労先の確保と共に、関係機関が連携した求人・求職のマッチングが求められています。法務省では平成28年にコレワークを東西2か所に設置して、これに当たっていますが、県内企業からの相談は、平成30年11月末現在、未だ5件にとどまっています。(東京矯正管区調べ)

- 長野刑務所、松本少年刑務所では、それぞれ職業訓練を通じて、受刑者に免許や資格の取得、職業上有用な知識や技能の習得をさせており、介護福祉科、建設機械科、自動車整備科、情報処理技術科などの科目が行われています。また、刑事施設の外で公共施設の除草などボランティア的な労務提供作業を行う社会貢献作業、職員の同行なしに外の事業所に通勤させる外部通勤作業の実施例もあります。

- 有明高原寮では、小型車両系建設機械運転特別教育の受講が可能となっています。

- 長野少年鑑別所(法務少年支援センター長野)では、地域援助業務として、心理学を専門とする職員等が、刑務所出所者等又はその雇用主などに対して、就労の確保や定着に向け、非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した助言その他必要な援助を行っています。

施策の方向性・展開

(1) 協力雇用主の拡大に対する支援

- 県が直接、保護観察中の少年を雇用することで、民間企業の再犯防止に対する意識啓発や、協力雇用主の拡大及び雇用の促進を図ります。

- 建設工事入札参加資格の資格総合点数において、協力雇用主登録事業者に対し加点します。

- 法務省の「協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金」制度の活用について、関係機関とともに周知に努めるなど、協力雇用主による雇用の拡大に向けた施策を推進します。

(2) 就労に向けた支援の充実

- 市と連携して全県に設置された生活就労支援センター(まいさぼ)において、犯罪をした者等のうち、生活困窮者の生活や就労の相談に応じ、自立に向けた支援を行います。

第3章 今後取り組んでいく施策

○犯罪をした者等のうち、直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、就労に向けた生活習慣の形成、社会的自立のための訓練等を実施します。

○犯罪をした者等に対し、一般就労に向け自治体とハローワークによる一体的な支援を行います。

○就労に困難を有する犯罪をした障がい者等に対し、就職相談から就職後の定着支援まで、一貫した就労支援を実施します。

○就労に困難を有する犯罪をした者等のうち、高齢又は障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、支援体制の整備や刑事司法関係機関、民間協力者等と地域のネットワーク構築等を行います。

○民間協力者や刑事司法関係機関と連携して、就労等生活に困難を抱えた犯罪をした者等や刑事施設等に入所する者の家族など地域住民へ相談支援を行う生活相談窓口を更生保護サポートセンターに開設し、安心・安全な地域社会の構築を図ります。

○身元保証人等が確保できないために就労することが困難な犯罪をした者等に対し、長野県社会福祉協議会が実施している身元保証事業の運営体制を強化支援します。

(3) 福祉的支援を必要とする者の就労支援

○「地域生活定着支援センター」を設置し、刑事司法関係機関と連携し、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者の社会復帰を支援します。

○障がいのある犯罪をした者等に対し、特性に応じた就労支援を実施します。

2 住居の確保等の取組

現状と課題

○長野刑務所の平成29年の出所者245人のうち、帰住先が無い者（健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者）は3人でしたが、一時的な居住先として更生保護施設等に帰住した者は59人（24.1%）でした。また、松本少年刑務所の平成29年の出所者104人のうち、帰住先が無い者は7人、更生保護施設等に帰住した者は21人（20.2%）でした。（長野刑務所及び松本少年刑務所調べ）

第3章 今後取り組んでいく施策

- 長野県内の更生保護施設に一時的に帰住した者は、平成29年は102人となっています。また、自立準備ホームに一時的に帰住した者は、11人となっています。（出典：「再犯防止推進計画に掲げられた施策の指標一覧」（法務省））
- 刑事施設に平成29年に再入所した者のうち、前刑出所時に親族・知人の下ではなく、更生保護施設等に帰住した者は、全国では18.6%、長野県では17.1%となっています。（出典：法務省 東京矯正管区資料）
- 平成21年版犯罪白書では、出所時に適当な帰住先がなかった再入者の約6割は1年未満で再犯に至るとのデータも示されており、安定した生活を送るために、適切な帰住先の確保が課題となっています。
- 親族等のもとへ帰住できない者の割合は増加傾向にあり、地域の中に居場所を確保することの重要性はますます高まっています。しかし、地域においては、近所づきあいの希薄化やコミュニティカの低下等が進み、犯罪をした者等が悩みを抱えても周囲の人に相談できず、社会的に孤立してしまうことで、再犯等に至る者の増加につながってしまうことが懸念されます。

施策の方向性・展開

(1) 地域社会における定住先確保のための支援

- 住居喪失した犯罪をした者等に対し、家賃相当額の一時的な支給や、緊急一時的な日常生活に必要な支援を行います。
- 住居の確保が困難な犯罪をした者等のうち、高齢又は障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、県下各圏域において、司法関係者と福祉関係者の相互理解と役割分担を共有するため、ネットワークの構築等を行います。
- 民間協力者や刑事司法関係機関と連携して、住居の確保が困難等、生活に困難を抱えた犯罪をした者等や刑事施設等に入所する者の家族など地域住民へ相談支援を行う生活相談窓口を更生保護サポートセンターに開設し、安心・安全な地域社会の構築を図ります。
- 犯罪をした者等のうち、居住や就労等に課題を抱える生活困窮者などに対して、生活の安定と自立を促すため、長野県社会福祉協議会が実施する「長野県あんしん未来創造事業」の体制強化を支援し、これまでは、連帯保証人が確保できずに賃貸住宅の入居ができなかった方々でも入居が可能となるよう取組を強化します。

第3章 今後取り組んでいく施策

- 犯罪をした者等のうち、住宅確保要配慮者に該当する者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、民間の賃貸住宅や空き家を新たな住宅セーフティネットとして住宅確保要配慮者住居に活用する仕組みの導入の検討を進めます。

- 長野県社会福祉協議会が実施する「長野県あんしん未来創造事業」の入居保証事業を活用し、県営住宅に入居可能とします。また、高齢者、障がい者、ひとり親世帯など犯罪をした者等に対して、優先的に県営住宅に入居できるよう配慮するとともに、所得に応じて家賃の減免を行います。

「長野県あんしん創造ねっと」の取組み

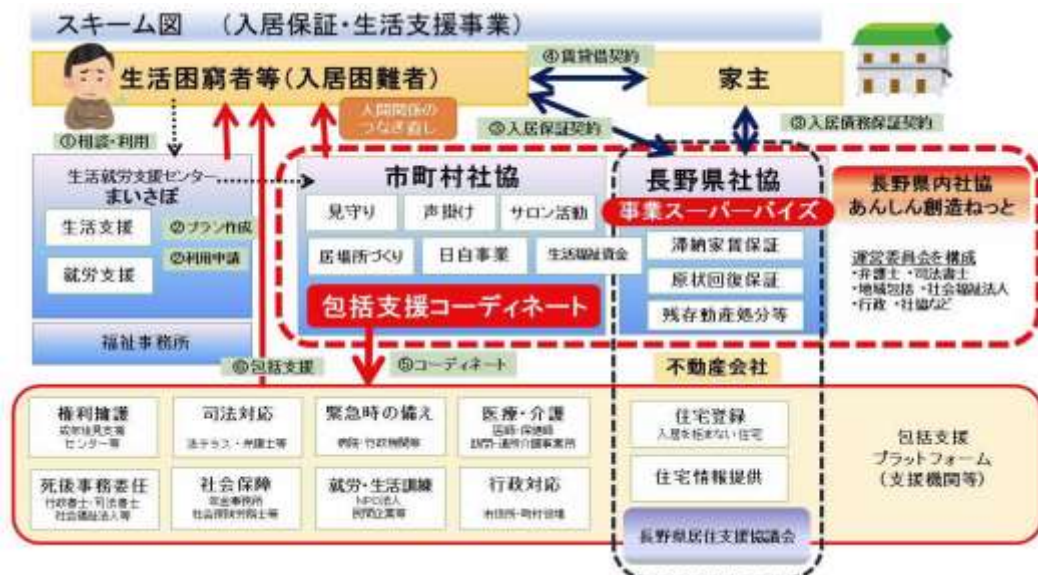
社会福祉法人長野県社会福祉協議会

平成 29 年 10 月より、社会福祉法人の地域公益活動として、長野県内の社会福祉協議会が参画して「長野県あんしん創造ねっと」事業が始まりました。

「入居保証・生活支援事業」

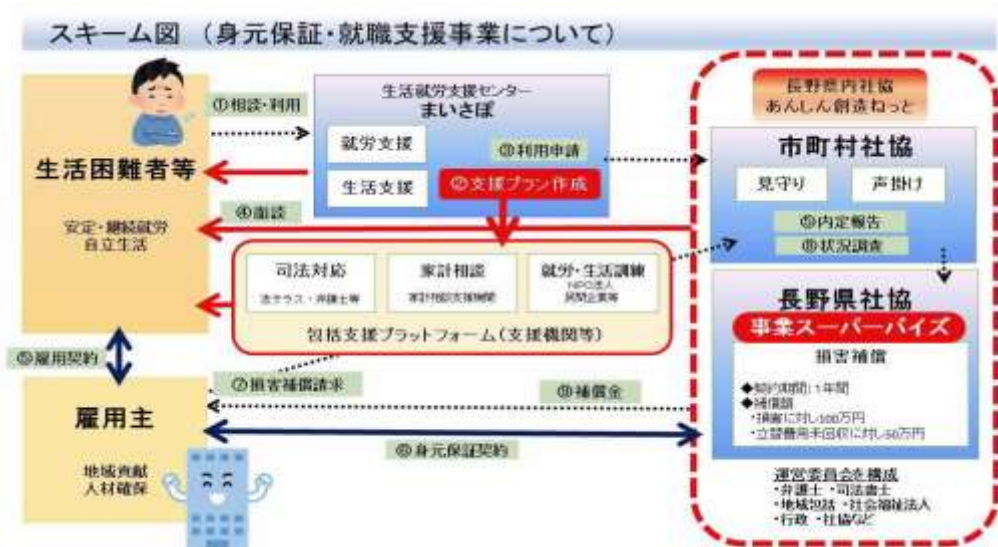
まいさぼの相談者のなかには、住む場所を必要としているにも関わらず、入居の保証をしてくれる人がいないことからその確保ができない方がいます。血縁、親族関係が希薄化するなかで、「住まう」という権利が妨げられている社会の状況があります。人として生活を営むためには住居は必要です。しかし、身寄りや頼る人がいないために明日の住む場所さえ見通せない方が少なからずいます。

入居保証事業は、県内の社会福祉協議会が拠出した財源により滞納家賃及び原状回復費用を保証すること、そして入居中の生活を包括的に支援することにより、たとえ保証人がいなくても住居が確保され、いずれこの事業を利用しなくてもその方の地域生活が継続されていくことを目指しています。



「身元保証事業」

まいさぼにおける相談者への就労支援に際して、保証人がいないことを理由に雇用を拒まれ、就労の機会を逃してしまう場合があります。そこで、就労後の支援対象者が何かしらの理由で就労先に与えた損害に対し、この事業から見舞金を支給することを雇用主と約することにより、保証人を立てることなく雇用に結びつけることをこの事業の目的としています。本人の能力ではなく保証人の有無で就労の機会が奪われることがないよう支えるための事業です。



(「まいさぼレター第 15 号」(社会福祉法人長野県社会福祉協議会) より)

第2節 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

1 高齢者又は障がいのある者等への支援等

現状と課題

- 全国の入所者のうち、高齢者（65歳以上の者）は、11.8%を占めています。また、長野県の入所者のうち、高齢者は13.3%となっています。（出典：法務省 東京矯正管区資料）
- 全国の入所者のうち、高齢者の再入者率は71.4%となっています。また、長野県の入所者の再入者率は、52.6%となっています。（出典：法務省 東京矯正管区資料）
- 国の計画では、高齢者が、出所後2年以内に刑事施設に再び入所する割合は全世代の中で最も高いことや、出所後5年以内に再び刑事施設に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6ヶ月未満という極めて短期間で再犯に至っている点が指摘されています。また、知的障がいのある受刑者については、全般的に再犯に至るまでの期間が短いと指摘されています。
- 高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者の社会復帰は、本県が設置している「長野県地域生活定着支援センター」が支援をしています。しかし、高齢・障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者や認知症と思われる者等に対する支援体制が不十分といった課題があります。
- 犯罪をした者のうち、福祉サービス等の支援が必要な者について、その前科及び犯罪経歴はプライバシーとして保護されるべき情報であり、犯罪をした者等の意思を尊重するなど、支援にあたってはその情報の取扱いには十分留意する必要があります。

国・民間団体の取組

- 長野少年鑑別所（法務少年支援センター長野）では、地域援助業務として、心理学を専門とする職員等が、高齢者又は障がいのある者等に対して、非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した助言その他必要な援助を行っています。

施策の方向性・展開

(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援

- 「地域生活定着支援センター」を設置し、刑事司法関係機関と連携し、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者の社会復帰を支援します。

- 犯罪をした者等のうち、高齢又は障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、県下各圏域において、司法関係者と福祉関係者の相互理解と役割分担の共有を図るため、ネットワークの構築等を行います。

- 犯罪をした者等のうち、低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対して生活相談・支援を行うとともに無利子・低利子の資金の貸付を実施します。

- 犯罪をした者等のうち、判断能力が十分ではない者を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の援助を行います。

- 犯罪をした者等が必要な福祉サービス等を適切に利用できるようにするための手続の円滑化及び刑事司法手続の入口も含めた支援について、各段階における司法、福祉双方の関係機関が連携して、取組を進めます。

(2) 高齢である犯罪をした者等に対する支援

- 高齢である犯罪をした者等が必要な介護・福祉サービスを利用できるよう、地域ケア会議等の機能強化を図ります。

- 高齢である犯罪をした者等に対し生活支援を行うため、生活支援体制を構築します。

- 低所得かつ高齢である犯罪をした者等を支援するため、介護保険料等の負担の軽減を図ります。

- 犯罪をした高齢者等が社会で孤立することがないように、地域社会への参加や地域における活躍の場を広げるための取組を支援します。

(3) 障がいのある犯罪をした者等に対する支援

- 長野地方検察庁からの依頼により、軽微な犯罪で逮捕・拘留された精神障がい者のうち、治療や福祉的な支援で更生が可能とみられる容疑者に対し、釈放後の治療や福祉施設の利用等の計画を地域の福祉関係者と作成します。
- 障がいのある犯罪をした者等に対し、特性に応じた就労支援を実施します。
- 犯罪をした障がい者等が地域で安心して暮らすために、身体・知的・精神の障がいに対応できる総合的支援体制を整備した障がい者総合支援センターを各圏域に設置します。
- 犯罪をした障がい者等が障がいの重度化、高齢化等に備え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供し地域全体で支える仕組み（地域生活支援拠点等）を圏域（地域）単位で整備、運用します。
- 就労に困難を有する犯罪をした障がい者等に対し、就職相談から就職後の定着支援まで、一貫した就労支援を実施します。
- 精神障がいのある犯罪をした者等が地域の一員として生活を送ることができるよう支援体制を整備・強化します。

(4) 生活に困難を抱える犯罪をした者等に対する支援

- 民間協力者や刑事司法関係機関と連携して、就労等生活に困難を抱える犯罪をした者等や刑事施設に入所する者の家族など地域住民へ相談支援を行う生活相談窓口を更生保護サポートセンターに開設し、安心・安全な地域社会の構築を図ります。
- 刑事施設に入所する者だけでなく、起訴猶予、執行猶予等の手続を経て社会に復帰する者等が将来的に生活面で困難に陥った際に必要な支援を受けることができるよう、関与した関係機関が窓口等必要な情報の提供を積極的に行うとともに、刑事手続の段階で弁護人が就任している場合には、被疑者、被告人の同意のもと弁護人を通じた支援情報のやりとりができるよう、関係機関のネットワークの構築を図ります。

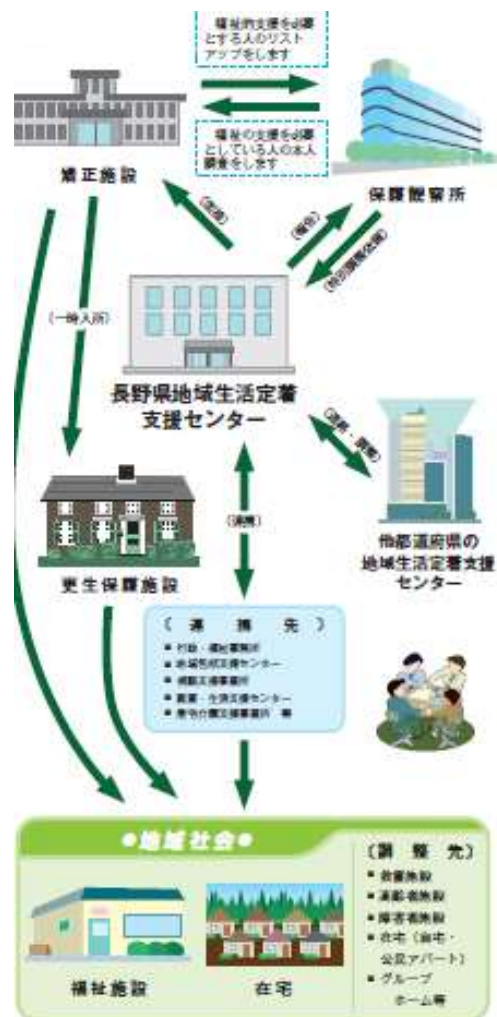
長野県地域生活定着支援センターの取組み

刑務所などの矯正施設には、福祉のサービスが必要な高齢者や障がい者が数多く入所されています。これらの人が犯罪に至った背景には、低学歴、学力不足、家庭崩壊、職業能力不備、コミュニケーション能力の欠如、失業、不安定雇用など、心理的、身体的、経済的、社会的な問題が複合化した自立生活を阻害する諸課題が隠されていると考えます。

こうした諸課題を抱えた人には、これまで、罪を償い矯正施設を退所した後も親族等の受け入れ先がない、自力では必要な福祉サービス等にたどり着けない高齢者・障がい者が多く、再犯の可能性が高いという実態がありました。これらの人が矯正施設退所後、すぐに必要な福祉サービスの利用ができれば、生活が安定し、再犯を防ぐことにつながっていきます。

このような矯正施設退所後行くあてのない高齢者・障がい者の方に対して、入所中から本人のニーズを把握し、地域で生活できる支援体制を関係機関と事前に調整し支える機関として、各都道府県単位に「地域生活定着支援センター」が設置されました。

(「長野県地域生活定着支援センターパンフレット」(長野県社会福祉士会)より)



第3章 今後取り組んでいく施策

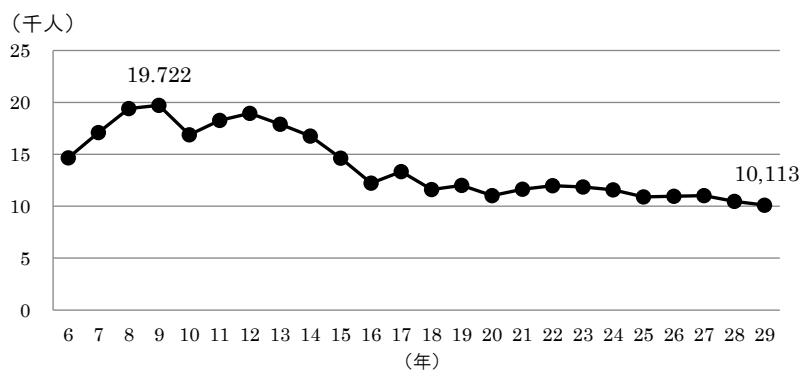
2 薬物依存を有する者への支援等

現状と課題

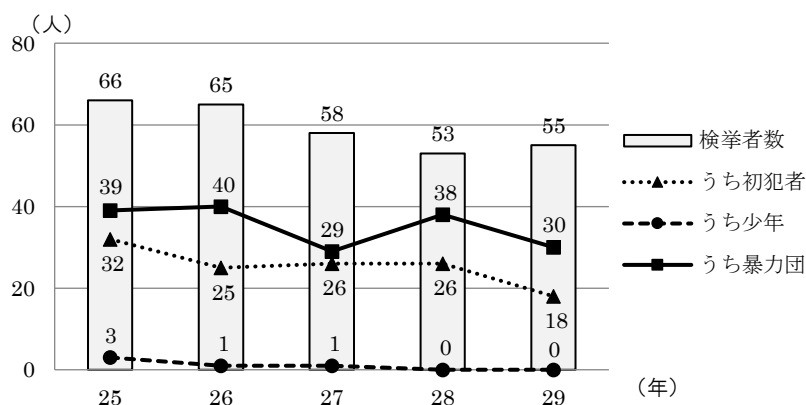
○全国の覚せい剤取締法違反による検挙者数は、ピークであった平成9年の19,722人から減少傾向にあるものの、毎年1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、新たに刑事施設に入所する者の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反となっています。

○長野県の平成29年の薬物事犯検挙者のうち、検挙者数が最も多い薬物は覚せい剤で、暴力団関係者がほぼ半数を占めています。

全国の覚せい剤事犯検挙者数の推移(警察庁調べ)



長野県の覚せい剤事犯検挙者数の推移(長野県警察本部調べ)



○長野県の入所者143人の内30人(21.0%)が、主な罪名が覚せい剤取締法違反となっています。(出典：法務省 東京矯正管区資料)

○長野県の入所者のうち、再入者率は、全体が53.1%であるのに対して、覚せい剤取締法違反による再入者率は70.0%と高くなっています。(出典：法務省 東京矯正管区資料)

第3章 今後取り組んでいく施策

- 薬物事犯者は、薬物依存症の患者である場合もあり、刑務所等において薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持つよう促し、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けるようにすることが必要です。
- 薬物事犯者の再犯の防止等の重要性・緊急性に鑑み、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関、自助グループを含めた民間団体等が、薬物依存からの回復を一貫して支援する取組が必要です。
- 薬物依存症からの回復には、薬物依存症者本人が地域において相談支援を受けられることに加え、その親族等が薬物依存症者の対応方法等について相談支援を受けられることが重要です。
- 長野県では、10 圏域の保健福祉事務所、長野市保健所及び精神保健福祉センターに、薬物乱用防止相談窓口を設けて、随時相談に応じています。
- 薬物乱用を未然に防止するため、特に青少年を中心に薬物乱用の危険性・有害性を正しく認識するよう、学校等と連携した薬物乱用防止教育等により積極的な広報・啓発が必要です。

国・民間団体の取組

- 厚生労働省は、平成30年8月に「第五次薬物乱用防止五か年戦略」を決定し、5つの目標の第1として、「青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止」を掲げています。
- 長野少年鑑別所（法務少年支援センター長野）では、地域援助業務として、心理学を専門とする職員等が、薬物依存を有する者に対して、非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した助言その他必要な援助を行っています。

施策の方向性・展開

（1）相談機能の充実

- 保健福祉事務所、長野市保健所及び精神保健福祉センターに設置している薬物相談窓口の周知及び充実を図り、薬物乱用者やその家族からの相談に応じます。
- 薬物依存者に対して適切な医療を提供するなど、関係機関等と連携して更生指導を行います。

第3章 今後取り組んでいく施策

○薬物依存症当事者や家族を対象としたプログラムの開催や、相談員を配置し個別相談を実施します。

○薬物依存者に対する支援者の人材養成を図るため、特性を踏まえた研修を実施します。

(2) 意識啓発の実施

○教育委員会や、長野県薬剤師会等の関係団体との連携を図り、長野県薬物乱用防止指導員（学校薬剤師、保護司、ライオンズクラブ等）による中学校や高校での薬物乱用防止教育を推進します。

○高校生が薬物依存経験者の体験談等を直接聞き共に話し合う機会を設けることや、県内の大学、専門学校等へ麻薬取締員と専門知識を持った講師が訪問し、教職員、学生・生徒を対象とした教育意識啓発事業を行うことにより、若い世代の薬物乱用防止の意識高揚と薬物の正しい知識の周知徹底を図ります。

相談場面における医療と取締り機関への通報の問題

自ら覚せい剤を止めたいと相談してくる時には、実態としては、法律上の規制取締りの適用よりも、依存症克服のための援助活動が優先されるようです。

しかし、本人に薬物依存症の自覚がないときには、薬物使用によってもたらされている現実的問題に直面させるために、まず刑事・司法的対応を受けることが効果的だと考えられます。

刑事・司法的対応を優先した方がよいと考えられるのは、本人に薬物依存症であるという自覚がない場合で、中毒性精神病状態や強い渴望により、他害行為が発生している、または危険が切迫しているとき、このまま薬物を使っていると本人の切迫した命の危険があるときは、家族から警察等取締機関に通報してもらうよう伝えます。

ただし、ここで注意しておかねばならないことは、刑事・司法的対応は依存からの回復のきっかけに過ぎず、薬物依存症の治療そのものではないということです。

法的責任を果たした後に、どのような治療につなげていくかが最も肝心なことです。

長野刑務所では、長野ダルクが協力してグループミーティングや、専門家の講義などの「薬物依存離脱指導」が行われています。司法の管理下における依存症としての動機付け、依存症相談につなげる支援が期待されます。

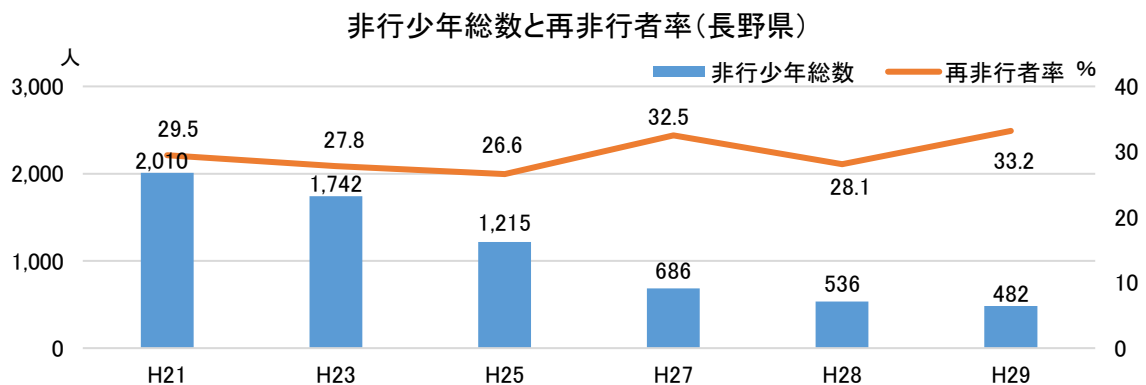
（「薬物依存症支援者のための相談対応ハンドブック」（長野県精神保健センター）より）

第3節 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

1 学校等と連携した修学支援の実施等

現状と課題

○県内の非行少年の総数は減少傾向にある一方、再非行者率は近年増加傾向にあります。非行少年の再非行の減少に向けた取組を推進する必要があります。



注) 再非行者率：少年の一般刑法犯検挙人員に占める再非行少年の人員割合

[少年非行の概況(長野県警)]

○本県の高等学校進学率は、平成29年は99.1%となっています。その一方で、長野県の入所者の17.5%が、高等学校に進学していない状況です。また、28.0%が高等学校を中退している状況にあります。

○学校や地域において、犯罪をした者等に対する継続した学びや進学・復学のための支援等が必要となっています。

○教育委員会では、松本少年刑務所内に設置している松本筑摩高等学校通信制桐教室に教員を派遣して、教科指導を行っています。また、同じく松本少年刑務所内に設置している松本市立旭町中学校桐分校には、松本市から教員が派遣されています。

国・民間団体の取組

- 長野刑務所における平成30年度の高卒認定試験の受験者数は延べ23人、合格者数は8人（34.8%）であり、松本少年刑務所における平成30年度の高卒認定試験の受験者数は延べ3人、合格者は2人（66.7%）となっています。また、有明高原寮では、平成30年度は2人の者が受験し、2人とも受験科目はすべて合格しています。また、有明高原寮において平成29年度に修学支援を受けた者は1人、出院時に復学・進学した者は、3人となっています。（長野刑務所及び松本少年刑務所、有明高原寮調べ）
- 長野少年鑑別所（法務少年支援センター長野）では、地域援助業務として学校等と連携し、非行・犯罪の防止に関する専門的知識・技術を活用した助言その他必要な援助や、非行の未然防止等に向けた取組を行っています。

施策の方向性・展開

（1）青少年の非行防止

- 青少年の健全育成や、よりよい社会環境づくりのため、県民や団体等と連携し、地域における啓発活動や巡回活動を推進します。
- 信州あいさつ運動や愛の声かけ活動、子どもの居場所づくりへの参加など、地域で青少年を見守り、育てるボランティアである青少年サポーターを育成します。
- 少年警察ボランティア等と協力し、少年のたまり場となりやすい場所を重点に街頭補導を行います。
- チームティーチング方式による非行防止教室の開催等により、少年の規範意識を高めます。
- 非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、少年サポートセンターが少年警察ボランティア等の民間ボランティアや関係機関等と連携して、修学に課題を抱えた少年に対する立ち直り支援活動を実施します。

（2）修学支援のための取組

- 教育委員会や、長野県薬剤師会等の関係団体との連携を図り、長野県薬物乱用防止指導員（学校薬剤師、保護司、ライオンズクラブ等）による中学校や高校での薬物乱用防止教育を推進します。

第3章 今後取り組んでいく施策

- 高校生が薬物依存経験者の体験談等を直接聞き共に話し合う機会を設けることや、県内の大学、専門学校等へ麻薬取締員と専門知識を持った講師が訪問し、教職員、学生・生徒を対象とした教育意識啓発事業を行うことにより、若い世代の薬物乱用防止の意識高揚と薬物の正しい知識の周知徹底を図ります。

 - 犯罪をした者等のうち、生活困窮世帯（被保護世帯を含む）の不登校、ひきこもりの子どもに対して訪問型学習支援を行います。

 - 地域の大人と子どものつながりの中で、子どもの成長を支える子どもの居場所「信州こどもカフェ」において、学習支援の取組を推進します。

 - 生活を営む上で困難を有する子ども・若者が安心して通うことができる居場所等を運営する民間団体を支援し社会的自立を促進します。
- (3) 困難を抱える子どもたちを社会で支える取組
- 市町村の「子ども家庭支援ネットワーク」の体制づくりを推進し、高校卒業時に進路未決定の生徒や、中退する生徒等に関する情報を関係機関が共有し、社会的自立に必要な支援を行います。

 - 複雑な課題を抱える子ども・若者を支援するため、支援機関が連携して対応する「子ども・若者サポートネット」を運営します。

第4節 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

1 特性に応じた効果的な指導の実施等

現状と課題

○全国の入所者のうち、暴力団へ加入している者は 6.1%を占めており、長野県の入所者のうち、暴力団へ加入している者は 9.1%となっています。(出典：法務省 東京矯正管区資料)

○全国の入所者のうち性犯罪で入所した者は 329 人となっており、そのうち再入者は 30.88%を占めています。長野県の入所者のうち性犯罪で入所した者は 1 人となっており、再入者はいませんでした。(出典：法務省 東京矯正管区資料)

○国の計画では、再犯防止のための指導等を効果的に行うために、犯罪や非行の内容はもとより、対象者の特性(経歴、性格等)を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導を選択し、一貫性を持って継続的に働きかけることが重要であると指摘しています。

○暴力団関係者、性犯罪者、ストーカー等、対象者の特性に応じた指導及び支援が重要となっています。

国・民間の取組

○矯正施設では、受刑者、少年院在院者に改善更生や円滑な社会復帰に支障があると認められる事情がある場合には、その改善に向けた指導が行われており、特別改善指導として、長野刑務所及び松本少年刑務所では、薬物依存離脱指導、性犯罪再犯防止指導及び被害者の視点を取り入れた教育等を実施し、有明高原寮では、特定生活指導として、交友関係指導及び暴力防止指導等を実施しています。

施策の方向性・展開

(1) 暴力団からの離脱・社会復帰に向けた支援

○公益財団法人長野県暴力追放県民センター等関係機関・団体と連携し、暴力団から離脱した者の就労を定着させ、暴力団組織へ戻ることを抑止し、社会復帰を促進・支援します。

(2) 性犯罪者への更生支援

○法務省の協力を得て、子供を対象とする暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の所在確認を実施するとともに、その者の同意を得て、面接を実施し、必要に応じて関係機関・団体による支援に結び付けます。

(3) ストーカー加害者への更生支援

- ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働きかけを行うなど、精神医学的、心理学的なアプローチを推進します。

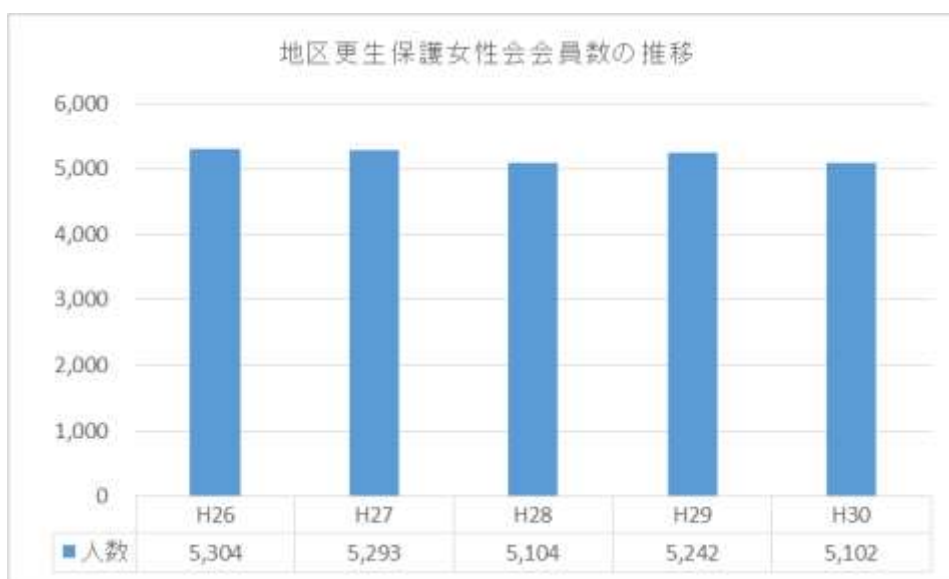
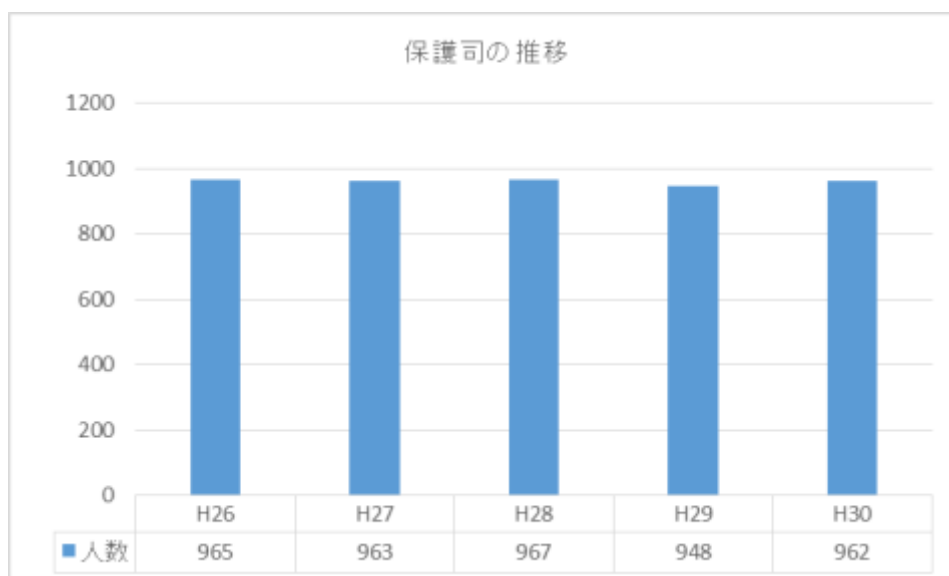
第5節 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

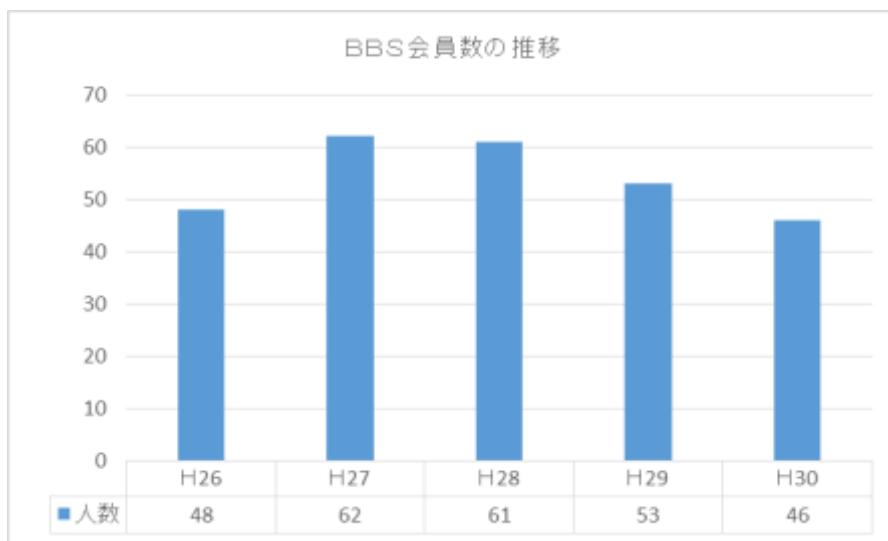
1 民間協力者の活動の促進等（出典：「長野県の更生保護」平成28～30年（長野保護観察所））

現状と課題

○長野県の更生支援は、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用（事業）主会、更生保護法人、自立準備ホーム等の民間協力者の協力により、実施されています。

○民間協力者が果たす役割が重要である一方、保護司等の更生保護ボランティア数は減少ないし横ばいの傾向にあり、安定的な確保が課題となっています。また、協力雇用主数については増加傾向にあるものの、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主の比率は少ないことが課題となっています。





国・民間団体の取組

○保護司は、地域の実情等を理解しているという特性を活かし、保護観察所の保護観察官と協働して、保護観察を実施するとともに、犯罪予防活動、就労支援、学校や地域の機関・団体との連携等と、その活動領域は更生保護全般にわたっています。

保護司は、平成30年9月現在、県内に962人おり、充足率は、94.8%となっています。保護司法の規定に基づき、都道府県の区域を分けて定められた保護区のいずれかに所属して、保護区ごとに保護司会を組織しています。

○更生保護女性会は、地域の公民館、学校等で地域住民を対象に、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会を開催するほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでいます。

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者等や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。平成30年4月現在、県内に5,102人の会員がいます。

○OBBS会は、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等を実施しています。

BBS会（「Big Brothers and Sisters Movement」）は、問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体です。H30年4月1日現在、県内で2地区46人の会員が参加しています。

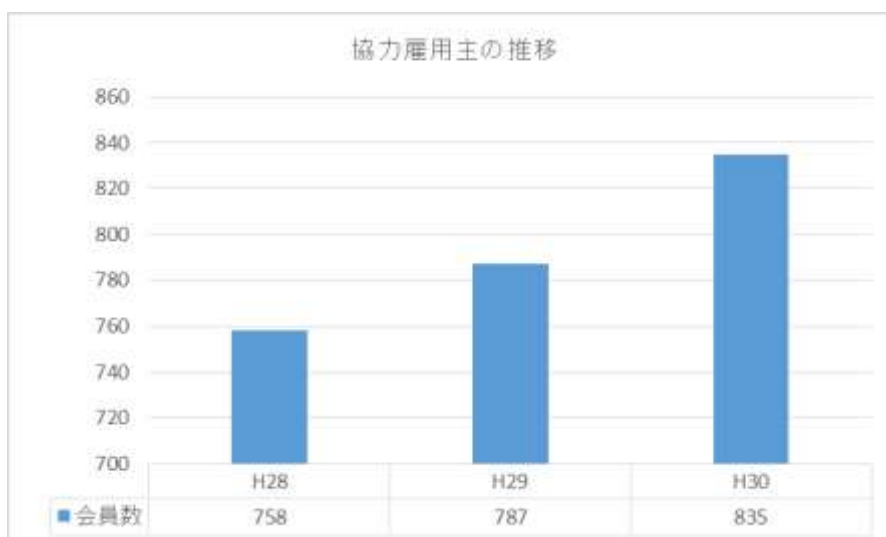
第3章 今後取り組んでいく施策

協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主のことです。県内の協力雇用主で長野県更生保護協力雇用主会連合会を組織しています。平成30年4月時点では、県内で835社の協力雇用主がいます。

更生保護法人とは、更生保護事業を営む民間の団体です。県内には、保護司、更生保護女性会、BBS会、更生保護施設、更生保護協力雇用主会など、更生保護の活動を行う団体が円滑に活動できるよう、資料作成、研修会の開催、資金援助、犯罪予防や更生保護に関する広報活動を行っている更生保護法人長野県保護観察協会と、矯正施設から釈放された者や保護観察中の者で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設であり、宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく、保護している期間に生活指導、職業補導などを行っている更生保護施設（長野司法厚生協会裾花寮、松本保護会みすす寮）があります。

自立準備ホームでは、保護観察所においてあらかじめ登録されたNPO法人等に対して、矯正施設出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施しています。帰る家の無い犯罪をした者等が、自立できるまでの間一時的に住むことができる民間の施設です。平成30年4月現在、県内には7施設となっています。

○また、矯正施設では、被収容者に対する様々な助言・指導に携わる民間の篤志家であり、悩み事に対する面談相談、教養や趣味に関する指導、専門的な知見に基づく教育活動を行う篤志面接委員、被収容者の宗教上の希望に応じ、宗教・宗派の教義に基づいた宗教に関する活動を行う民間の篤志の宗教家である教誨師が活動しています。



施策の方向性・展開

(1) 適切な役割分担による効果的な連携体制の構築

○犯罪をした者等の再犯防止に向けた取組を推進し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するとともに、誰にでも居場所と出番のある地域共生社会の構築を行うため、長野県再犯防止推進会議を設置し、効果的な再犯防止の推進を図ります。

○犯罪をした者等のうち、高齢又は障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者と思われる人及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、支援体制の整備や刑事司法関係機関、民間協力者等と地域のネットワーク構築等を行います。

○民間協力者や刑事司法関係機関と連携して、生活に困難を抱えた犯罪をした者等や刑事施設等に入所する者の家族など地域住民へ相談支援を行う生活相談窓口を更生保護サポートセンターに開設し、安心・安全な地域社会の構築を図ります。

○関係機関の実態を調査し、その結果を提供・共有することにより、効果的な連携体制の構築を図ります。

(2) 民間協力者の活動に対する支援

○保護観察を受けている者及び刑務所等から釈放された者の自立更生を支援するため、更生保護法人長野県保護観察協会が行う啓発、研修、連絡協議会の実施等を支援します。

○犯罪をした者等の立ち直りを支える更生保護ボランティア（保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会等）による犯罪や非行のない安心・安全な地域社会を築くための活動を支援します。

(3) 市町村や公共的団体等の活動に対する支援

○安心・安全な地域づくり等、活力あふれる元気な長野県づくりを進めるため、市町村や公共的団体等が、住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業を支援します。

(4) 協力雇用主の拡大に対する支援

○県が直接保護観察中の少年を雇用することで、民間企業の再犯防止に対する意識啓発や、協力雇用主の拡大及び雇用の促進を図ります。

○建設工事入札参加資格の資格総合点数において、協力雇用主登録事業者に対し加点します。

(5) 再犯防止に尽力した民間協力者に対する表彰

○民間協力者による再犯の防止等に関する活動を広く普及・促進するため、更生保護のボランティア活動等で顕著な功績や善行があり、他の模範となる者に対し、表彰を実施します。

保護司の取り組み

保護司会連合会

保護司は、社会奉仕の精神を持って、罪を犯した人や非行のある少年たちの円滑な社会復帰を助けるとともに、犯罪や非行の予防を図り、個人や公共の福祉に寄与することをその使命としており、現在、全国で約5万人、長野県で約1,000人の保護司が、それぞれの地域において、安全・安心な社会づくりのために活動しています。保護司は、法務大臣からの委嘱を受け、身分上は非常勤の国家公務員とされていますが、給与は支給されず、実質的には民間のボランティアであり、諸外国には例を見ない我が国独特の更生保護制度の特徴です。

犯罪や非行の減少傾向は見られるものの、再犯や再非行が大きな社会問題となるなかで、犯罪や非行の抑止と罪を犯した人の更生の場としても機能していた地域社会の力を活用し、「根気よく接していけば人は変わる。同じ地域に住んでいる人が犯罪や非行を重ねなくても生きていけるようにしたい。それは安全・安心な地域を願う我々の使命と思う。」との気持ちで、そこに生きがいを感じながら活動している保護司の役割は、ますます大きくなっています。

○活動内容

保護観察

犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための約束事（遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や手助け等を行います。

生活環境の調整

少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後に円滑に社会復帰できるよう、釈放後の帰住予定地の調査、引受人との話し合い等を行い、必要な受け入れ態勢を整えます。

犯罪予防活動

犯罪や非行を未然に防ぐとともに、罪を犯した人の更生について理解を深めるために、世論の啓発や地域社会の浄化に努めるものです。毎年7月は、「社会を明るくする運動」強調月間と「再犯防止啓発月間」として、街頭啓発活動、講演会、シンポジウム、ワークショップ、スポーツ大会等様々な活動が展開されています。



（「安全・安心な地域社会をつくるために」（長野県保護司会連合会）より）

第3章 今後取り組んでいく施策

2 広報・啓発活動の推進等

現状と課題

○犯罪をした者等が社会において孤立することなく、社会を構成する一員として社会復帰するためには、本人の努力だけではなく、行政や地域住民の理解や協力が必要です。

○しかし、国の計画に記載されているように、再犯の防止等に関する施策は必ずしも、行政職員や県民に身近なものではなく、理解や関心を得られにくいことが課題となっています。

■出典：「福祉に関する県民意識調査」（社会福祉法人長野県社会福祉協議会）

回答者：県民 1,384 人

設問	回答項目	割合
今後、参加したい社会福祉関係のボランティア活動や、NPO 活動についての県民意識調査（複数回答）	犯罪や非行をした者への社会復帰に関する活動	3.4%
ふだんの暮らしや家庭生活上で、困りごとや悩みについて（複数回答）	犯罪や非行をした者との関係性	0.8%
困りごとや悩みがあった時、家族以外に相談する場（3つ以内に絞って回答）	保護司・更生保護女性会	0.2%
地域には、ふだんの暮らしや家庭生活上で、困りごとや悩みを抱えている方はいるか（複数回答）	犯罪や非行をした者との関係性	0.7%

国・民間団体の取組

○国においても、“社会を明るくする運動”等で、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを推進しています。

“社会を明るくする運動”は、法務省が主唱し、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国運動のことです。7月が強調月間となっています。平成29年の県内の参加人数は、54,869人です。

○また、刑事施設では、矯正展を始めとして、刑務所作業製品の展示・即売や施設参観、職業訓練見学会等を通じて、再犯の防止に関する広報啓発活動を積極的に行っています。また、有明高原寮及び長野少年鑑別所でも、地域住民を対象とした募集参観を計画的に実施しています。

施策の方向性・展開

(1) 啓発事業への協力

○犯罪や非行のない明るい社会を築くため、国が実施する“社会を明るくする運動”に参画するとともに、市町村への協力を図ります。

(2) 啓発事業の実施

○行政職員や関係機関に対し、犯罪をした高齢者・障がい者等の支援を考えるきっかけとするため、高齢者・障がい者等の支援を必要としている受刑者等を収容している矯正施設の視察・研修を行います。

○関係機関や県民に対し、広く関心をもってもらうきっかけとするため、犯罪をした高齢者・障がい者等の支援について啓発を図ります。

○刑を終えて出所した人への偏見や差別を解消するため、啓発資料等を作成し、地域社会での更生や日常生活への理解と協力が得られるよう啓発活動を実施するとともに、刑を終えて出所した人の人権課題に係る相談機関を紹介します。

(3) 再犯防止の推進に係る実態調査の実施

○市町村行政の再犯の防止等の推進を図るために、市町村の再犯防止推進状況の実態を調査し、調査結果の提供・共有を図ります。

(4) 再犯防止に尽力した民間協力者に対する表彰

○民間協力者による再犯の防止等に関する活動を広く普及・促進するため、更生保護のボランティア活動等で顕著な功績や善行があり、他の模範となる者に対し、表彰を実施します。

第6節 国・市町村・民間団体等との連携強化のための取組

1 国・市町村・民間団体等との連携強化

現状と課題

○犯罪をした者等が、刑事司法手続きを離れた後の支援は、地方公共団体が主体となり、一般県民・市町村民を対象としている各種サービスを通して実施されます。

○再犯を防ぎ、安全・安心な地域社会を構築していくためには、長野保護観察所や長野地方検察庁、長野刑務所、松本少年刑務所、有明高原寮、長野少年鑑別所等の刑事司法関係機関と行政機関で適切な役割分担による効果的な連携が必要です。

保護観察所とは、法務省の地方支分部局で、保護観察に付された犯罪をした者等を、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援等を行う機関です。長野保護観察所では、平成29年には336件の保護観察を開始しています。地方公共団体と協働で青少年健全育成、精神医療や精神保健福祉関係機関との連携、中学校との連携、就労支援事業、薬物依存者の地域支援、犯罪被害者支援、高齢・障がい者の地域支援等の保護観察・犯罪予防に関する各種施策・会議・協議会等も実施しています。

地方検察庁は、刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用の請求等を実施しています。長野地方検察庁の再犯防止に関する取組としては、不起訴や執行猶予判決時に福祉への繋ぎ・支援を行い、矯正施設での更生ではなく、福祉による更生を実施する入口支援を行っています。

刑務所とは主として犯罪をした者等のうち、刑罰に服することとなった者を収容する刑事施設です。長野県には長野刑務所があり、主に初入の受刑者を収容しています。平成30年11月30日現在、876人の受刑者が刑を執行中であり、そのうち2%が再入者です。

少年刑務所とは主として犯罪をした者等のうち、刑罰に服することとなった26歳未満の受刑者を収容する刑事施設です。長野県には松本少年刑務所があり、主に犯罪傾向が進んだ受刑者を収容しています。平成30年10月末現在、216人の受刑者が刑を執行中であり、そのうち35.2%（76人）が再入者です。地方公共団体とは、職員の視察受入や、講師受入を実施しています。

少年鑑別所とは、①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設です。長野県には、長野少年鑑別所があり、地域の非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに対する援助（「法務少年支援センター長野」として実施）について、平成29年は480件実施しています。

少年院とは、家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設です。長野県内には有明高原寮があります。平成29年には、関東、甲信越及び静岡の東京管区管内の家庭裁判所から「短期間」及び「特別短期間」の処遇勧告が付いた少年が23人入院しました。

○県内の市町村の状況を調査したところ、再犯防止推進に係る情報が不足している状況や、関係機関との連携体制の不足等が指摘されています。また、市町村職員のスキルアップが必要といった指摘もありました。

施策の展開・方向性

（1）適切な役割分担による効果的な連携体制の構築

○犯罪をした者等の再犯防止に向けた取組を推進し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するとともに、誰にでも居場所と出番のある地域共生社会の構築を行うため、関係機関と長野県再犯防止推進会議を設置し、効果的な再犯防止の推進を図ります。

○犯罪をした者等のうち、高齢又は障がい者であっても福祉の支援を求めない者や、本人は自覚していないが障がい者と思われる者及び社会的孤立に陥っている者等への支援を目的に、支援体制の整備や刑事司法関係機関、民間協力者等と地域のネットワーク構築等を行います。

第3章 今後取り組んでいく施策

○民間協力者や刑事司法関係機関と連携して、生活に困難を抱えた犯罪をした者等や刑事施設等に入所する者の家族など地域住民へ相談支援を行う生活相談窓口を更生保護サポートセンターに開設し、安心・安全な地域社会の構築を図ります。

○関係機関の実態を調査し、その結果を提供・共有することにより、効果的な連携体制の構築を図ります。

○「地域生活定着支援センター」を設置し、刑事司法関係機関と連携し、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とし、かつ帰住予定地が確保できない刑務所等出所予定者の社会復帰を支援します。

(2) 啓発事業への協力

○犯罪や非行のない明るい社会を築くため、国が実施する“社会を明るくする運動”に参画するとともに、市町村への協力を図ります。

再犯防止推進ネットワーク事業（フラップネット）の取組み

<取組みの背景>

現在、再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画に基づき、国と地方公共団体が連携し、効果的な再犯防止対策を講じることが求められています。その具体策として、本事業を長野県社会福祉士会に委託し実施しています。

<取組みの具体的な内容>

○再犯防止に関する研修会とネットワーク協議会等の開催

年数回、各圏域ごとに支援対象者や刑余者に対する事例や情報共有、協力機関における対策等について研修を行うとともに、福祉関係者と司法関係者の相互理解及び役割分担等について、圏域および各圏域の事前協議の場であるネットワーク協議会を開催し、連携体制の構築を図ります。

○困難ケースに対する個別的な支援

支援者に寄せられた個別事案（不起訴処分となった者等の入口支援等）のうち、支援対象者が高齢・障がい等の福祉的ニーズを要する人等であり、かつ担当の支援者だけでは対応が困難な事例に対し、コーディネーターを配置し、即応できる体制を整え相談・助言を行うとともに、ネットワーク協議会における援助者へ支援を行います。



（「フラップネットパンフレット」（長野県社会福祉士会）より）

第1節 計画の推進体制

○犯罪をした者等の再犯防止に向けた取組を推進し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するとともに、誰にでも居場所と出番のある地域共生社会の構築を行うため、長野県再犯防止推進会議を設置し、効果的な再犯防止の推進を図ります。

構成団体

関係機関・団体
長野保護観察所
長野地方検察庁
長野刑務所
松本少年刑務所
有明高原寮
長野少年鑑別所
長野県地域生活定着支援センター
長野県弁護士会
公益社団法人長野県社会福祉士会
長野県保護司会連合会
長野県社会福祉協議会
市町村
長野県警察本部
長野県

○犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、法務省が主唱する“社会を明るくする運動”に協力し、再犯防止の推進を図ります。

“社会を明るくする運動”長野県推進委員会（平成30年度）

委員長 長野県知事
副委員長 長野地方検察庁検事正
副委員長 長野県保護司会連合会長
事務局長 長野保護観察所長

第1節 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
 - 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における

再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

（特性に応じた指導及び支援等）

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

（就労の支援）

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

（非行少年等に対する支援）

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

（就業の機会の確保等）

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを

目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

（社会内における適切な指導及び支援）

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解の増進及び表彰）

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

（民間の団体等に対する援助）

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

用語解説

か行	
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。
協力雇用主	犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。
刑事施設	刑務所、少年刑務所、拘留所の総称。
刑法犯	刑法（明治40年法律第45号）に規定する罪。
刑務所	主として、罪を犯した者のうち、刑罰に服することとなった者を収容する刑事施設。長野県には長野刑務所がある。
検挙	警察等が検挙し、検察官に送致・送付した事件の数。
更生保護サポートセンター	保護司会が、地域の関係機関等と連携しながら、更生保護活動を行うための拠点。
更生保護施設	矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。宿泊場所や食事の提供を行うだけでなく、保護している期間に生活指導、職業補導などを行っている。
更生保護女性会	地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者等や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。
更生保護法人	更生保護事業を営む民間の団体。県内には更生保護法人長野県保護観察協会と更生保護施設（長野司法厚生協会裾花寮、松本保護会みすず寮）がある。
コレワーク	受刑者等の居住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に応じ、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報提供などを行う法務省の機関。矯正就労支援情報センターの通称。
さ行	
再入者	受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者。
再犯者	2度以上刑法犯により検挙された者。
社会福祉協議会	社会福祉法に定められた地域福祉を推進する団体。地域が抱える様々な地域福祉課題を地域全体の課題として捉え、住民が主体的に参加し、考え、話し合い、協力して誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりの推進を目的としている。
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。
受刑者	懲役刑、禁錮刑又は拘留刑の執行を受けている者。
少年院	家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設。長野県には有明高原寮がある。
少年鑑別所	①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設。長野県には長野少年鑑別所がある。
少年警察ボランティア	警察本部長等が委嘱する民間のボランティア。「地域の子どもは、地域で育てる」を基本理念に、少年の非行防止と健全育成のため、市町村、学校などと連携して日頃から地域に密着した活動を展開している。
少年刑務所	主として、犯罪をした者等のうち、刑罰に服することとなった26歳未満の受刑者を収容する刑事施設。長野県には松本少年刑務所がある。
少年サポートセンター	都道府県警察に設置され、少年補導員を中心に非行防止に向けた取組を行っている機関。
初犯者	犯罪により初めて検挙された者。

自立準備ホーム	保護観察所においてあらかじめ登録された NPO 法人等に対して、矯正施設出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施。帰る家の無い犯罪をした者等が、自立できるまでの間一時的に住むことができる民間の施設。
信州あいさつ運動	家庭や地域でお互いにあいさつをすることで、みんながつながり、地域を元気にして、地域ぐるみで子どもの育ちを応援する運動。
生活就労センター（まいさぼ）	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行い、個人の状態にあった自立支援計画（プラン）を作成し、必要なサービスの提供につなげたり、就労支援等を行う自立相談支援機関。長野県では市と共同して名称を「生活就労支援センター」愛称を「まいさぼ」と統一している。
青少年サポーター	「青少年は地域社会からはぐくむ」という観点に立って、青少年の自主活動をサポートし、その活動を牽引する青少年活動の核となる人材。子どもの見守り・声かけや子どもの居場所づくりへの参加に取り組んでいる。
た行	
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。（厚生労働省による）
地方検察庁	刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用の請求等を実施している機関。
な行	
入所者	裁判が確定し、その執行を受けるため、刑事施設に新たに入所するなどした受刑者。
認知件数	犯罪について、被害の届出等により警察が発生を認知した事件の数。
は行	
犯罪をした者等	犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年）もしくは非行少年であった者。
犯罪率	人口 10 万人当たりの認知件数。
暴力追放県民センター	県民に脅威と不安を与えている暴力団を長野県から追放し、暴力のない安全で住み良い社会をつくるため、設立された公益法人。
保護観察	犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行うこと。
保護観察所	法務省の地方支分部局で、保護観察に付された犯罪をした者等を、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援等を行う機関
保護司	地域の実情等を理解しているという特性を活かし、保護観察所の保護観察官と協働して、保護観察を実施するとともに、犯罪予防活動、就労支援、学校や地域の機関・団体との連携等を実施する者。
その他	
BBS会	「Big Brothers and Sisters Movement」の略。問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体